

平成31年(令和元年)度事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

I. 概況

新発田法人会は平成24年4月1日付で公益社団法人に移行し8期目となる平成31年(令和元年)度は一年を通じて、税知識の普及と納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする事業を行ってきました。

そして、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組みました。また、会員や市民へのサービス向上に努めているところです。

主な事業活動の概況は以下のとおりです。

[公益関係]

税を巡る諸環境の整備事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方に参加いただきました。

租税教育では、小学生を対象に租税教室、税に関する絵はがきコンクールを実施しました。絵はがきコンクールについては税務署との連携を深め、ご協力をいただき参加の小学校数、児童数も例年以上に多く、高い評価を得ています。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報も実施しました。

また、今後の望ましい税制のあり方についての提言も実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、講演会・セミナーを開催し参加いただいた方からタオル寄付を募り、阿賀野市社会福祉協議会に寄贈する予定でしたが、新型コロナウイルス対応として急遽中止といたしました。

[共益関係]

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

[管理関係]

公益法人制度を踏まえ、諸規定の整備や諸会議及び事業活動の確立等、管理運営に努めました。

II. 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

平成 31 年(令和元年)度の税に関する研修会・セミナーの実施状況は、新設法人説明会、税制改正、消費税軽減税率制度や税務申告など、法人会の原点である「税」を中心とした研修会、および経営や財務に関する諸問題改善に役立つ研修会をより多く実施しました。また、宗教法人対象の研修会を開催しました。開催した詳細は以下のとおりです。

テーマ	参加人員	回数	講師
決算期別説明会	136	4	税務署担当官
新設法人説明会	8	1	〃
令和 2 年度税制改正の概要	66	3	〃
宗教法人説明会	8	1	〃
消費税・軽減税率研修会	196	3	〃
税務署長との税務座談会	27	1	新発田税務署長
源泉所得税研修会	52	1	税務署担当官
e-Tax 説明会	466	13	〃
合計	959	27	

② インターネットセミナーの提供

新しい研修の場として当法人会ホームページ上に、ネットで配信されるセミナーオンデマンドを会員に提供しています。現在、約 1,200 タイトル、5,000 を超える映像コンテンツを持ち、随時新しい番組を更新しています。

2018 年 10 月 1 日から配信環境が大幅に改善され、スマートフォン

(iPhone、Android) でも、パソコン (windows、Mac OS 可) でも、24 時間いつでもどこでも手軽にインターネットセミナーが受講できます。税務・財務・経営・労務・人材教育・パソコンや IT といった実務的な分野から、健康やライフスタイル、政治経済など、多彩な内容と一流講師陣を揃え、経営者の自己啓発はもとより社員教育にもご活用いただいています。

(2) 租税教育活動

新公益法人制度を踏まえ、青年部・女性部活動の大きな柱である「租税教育活動」の積極的展開を図るために、税務署主催の講師養成セミナーに参加してスキルアップを図り、租税教育活動に積極的に取り組んでいます。

① 新発田市 租税教育推進協議会 総会

開催日 令和元年 6 月 12 日
会 場 地域交流センターあおり館 会議室
議 題 (1) 平成 30 年度事業実績報告について
(2) 令和元年度事業計画 (案) について

② 阿賀野市 租税教育推進協議会 総会

開催日 令和元年 6 月 21 日
会 場 阿賀野市役所 会議室
内 容 (1) 平成 30 年度事業実績報告について
(2) 令和元年度事業計画 (案) について

③ 租税教育講師養成セミナーへの参加

開催日 令和元年 12 月 2 日
会 場 新発田税務署 会議室
講 師 新潟税務署 税務広報広聴官 阿部 弘美 氏
内 容 租税教室の進め方
参加者 青年部・女性部役員 5 名

④ 放課後児童クラブでの租税教室の開催

青年部、女性部の役員が、新発田市・胎内市・阿賀野市内の放課後児童クラブ 8 箇所、主に小学校 1～3 年生の児童 662 名に、租税教育用の [紙芝居] 上演、[DVD] 視聴、[一億円レプリカ] 等による、租税教室を開催し、低学年の児童に「税」について解説しました。

開催日 令和元年 8 月 5 日
会 場 中条なかよしクラブ
児童数 130 名
参加数 2 名

開催日 令和元年 8 月 5 日
会 場 佐々木児童クラブ
児童数 53 名
参加数 3 名

開催日 令和元年 8 月 5 日
会 場 五十公野児童クラブ
児童数 100 名
参加数 3 名

開催日 令和元年 8 月 9 日
会 場 胎内なかよしクラブ
児童数 126 名
参加数 5 名

開催日 令和元年 8 月 19 日
会 場 紫雲寺児童クラブ
児童数 55 名
参加数 2 名

開催日 令和元年 8 月 19 日
会 場 東豊第 2 児童クラブ
児童数 65 名
参加数 2 名

開催日 令和元年 8 月 21 日
会 場 東豊児童クラブ
児童数 83 名
参加数 2 名

開催日 令和元年 8 月 23 日
会 場 やすだ児童クラブ
児童数 50 名
参加数 3 名

⑤ 小学校での租税教室の開催

青年部・女性部役員が講師を努め、胎内市立黒川小学校、新発田市立佐々木小学校、住吉小学校、阿賀野市立水原小学校、京ヶ瀬小学校の 5 校で、授業の一環として租税教室を開催し、税金の意義や使われ方、税金の種類等を小学生にもわかりやすい授業を開催しました。

開催日 令和元年 12 月 5 日
会 場 胎内市立 黒川小学校
児童数 6 年生 52 名
参加数 2 名

開催日 令和 2 年 1 月 20 日
会 場 新発田市 立佐々木小学校
児童数 6 年生 39 名
参加数 2 名

開催日 令和 2 年 1 月 22 日
会 場 新発田市立 住吉小学校
児童数 6 年生 98 名
参加数 2 名

開催日 令和 2 年 1 月 24 日
会 場 阿賀野市立 水原小学校
児童数 6 年生 96 名
参加数 2 名

開催日 令和 2 年 1 月 30 日
会 場 阿賀野市立 京ヶ瀬小学校
児童数 6 年生 56 名
参加数 3 名

⑥ 管内の小学校 6 年生全員に小冊子を配布

新発田法人会管内の新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町の小学 6 年生全員（35 校、約 1,500 名）に租税教育用小冊子「おじいさんの赤いつぼ」を配布しました。

⑦ 税に関する絵はがきコンクールの開催

租税教室開催時に応募を呼びかけるなど周知に努め、新発田市立猿橋小学校、住吉小学校、本田小学校、阿賀野市立水原小学校、京ヶ瀬小学校、安野小学校、胎内市立黒川小学校の 7 校から、283 作品の応募がありました。

後援いただいている新発田税務署と選考委員会で選考した優秀作品には最優秀賞、新発田税務署長賞、法人会会長賞、青年部部長賞、女性部部長賞、優秀賞、努力賞、参加賞を、それぞれ学校を通じて終業式で表彰しました。

(3) 税の広報活動

① 新発田法人会会報・全法連機関紙の配布

税や経営に関する最新の情報を提供するために「しばた法人会だより」を年1回、全法連機関紙「ほうじん」を年4回(季刊)会員および一般向けに無料配布しました。

② ホームページによる税の広報

- ・税制改正の確定時に速報版を掲載し周知に努めました。
- ・各研修会や講演会の案内を会員外の一般市民にも参加を呼びかけました。
- ・税法・税務・経営・労務等に関する小冊子を作成、配布を会員外の一般市民にも案内しました。

③ 新聞による税の広報

「税を考える週間 11/11～11/17」に合わせ、全国紙(日経・読売・日刊工業)および新潟日報朝刊に「税を味方に、強い経営を。」の広告を5段に掲載しました。

(4) 企業の税務コンプライアンス向上税制提言活動

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことです。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上のため、各研修会やホームページで積極的に案内し、その推進と普及に努めました。

(5) 研修用教材の作成・配布

税法・税務に関する研修会は、法人会の中心事業でもあり、平成31年（令和元年）度においても各種テキスト・小冊子を作成し、研修会開催時に会員や会員外の出席者に配布しました。

作成したテキスト・小冊子等

1. ことしの土地・住宅税制はこう変わる
2. ここが変わることしの税制改正
3. 消費税軽減税率・インボイス中小事業者タイプ別対応術
4. 平成31年度税制改正のあらまし速報版
5. おじさんの赤いツボ（新発田税務署管内小学校6年生対象）
6. 自主点検ガイドブック
7. わかりやすい法人税申告の実務
8. 企業がやるべき直前実務対応
9. 消費税引き上げに伴う軽減税率・経過措置・インボイス制度
10. 主要税法取扱便覧
11. 基礎からわかる36協定
12. 決算書の前期比較術
13. 会社の決算・申告の実務
14. 会社の税金ガイドブック
15. 令和元年度税制改正のあらまし
16. 区分経理とインボイス Q&A
17. 事業所のための消費税の軽減税率〇×判定
18. 8%10%軽減税率8%消費税の申告実務ガイド
19. 源泉所得税実務のポイント
20. 会社取引をめぐる税務 Q&A
21. 令和2年1月からの源泉徴収・年末調整実務はこう変わる。
22. 複数税率の区分経理・申告ハンドブック
23. 税制改正速報版

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

令和2年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行・財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい経営環境を踏まえた中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

新潟県法連がまとめた要望事項は以下のとおりです。

令和2年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

平成31年度税制改正では、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

ただ、世界経済の先行き懸念、更に日本経済は足踏み状態にあり、引き続き、経済再生が最優先課題となっている。

特に地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、日本経済を支える中小企業が元気に成る為の、更なる具体的施策を示し実行するよう、政府に対し強く求めたい。

第二 行財政改革の徹底

平成31年度予算編成は、歳入101.4兆円のうち、税収は62.4兆円（前年度当初予算59.1兆円）、国債の新規発行額は32.6兆円（前年度から1兆324億円減）であり、公債依存度は32.1%（前年度34.5%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020年度から2025年度に延期したプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ

達成困難といわざるを得ない。

この現実を正面から受け止め、政府には、引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の「マクロ経済スライド運用」の徹底、高所得高齢者の給付削減
2. 医療分野の規制改革推進（診療報酬体系の見直し、ジェネリック普及など）
3. 介護保険制度の見直し
4. 生活保護の給付水準見直しと厳格運用
5. 少子化対策は企業主導型保育事業の検討と安定財源確保
6. 選挙制度改革と議員定数・報酬等の歳費の抑制
7. 特殊法人改革等の推進
8. 積極的な民間活力の導入
9. 特別会計の抜本的改革
10. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用
11. 国、地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平、中立、簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平な適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで、課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引き下げは妥当と考えるが、一方で課税ベースの拡大により、税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得税については、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われたが、不公平を生じないように配慮すべきで、引き続き適正な税負担の仕組みを追及、検討していくべきである。

第四 社会保障制度改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子、高齢化の同時進行、格差の拡大が進む中で国民は将来の不安がますます増大してきている。

出生数の減少は、その理由として将来不安が一番に挙げられ、現下の財政状

況の中で社会保障制度をいかにして維持していくのか、これは国家的課題ともいえる大きな問題である。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料増額等の改革を行ってきてはいるが、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、財源問題と併せ更に突っ込んだ改革に取り組んでいくことが不可避といえる。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 震災復興について

東日本大震災については、平成 27 年度まで 5 年間の集中復興期間（予算規模 25 兆円）を経て、平成 28 年度から令和 2 年までの 5 年間の「復興・創生期間」（予算規模 6.5 兆円）に入っているが、依然復興は道半ばである。

今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故対応を含め引き続き適切な支援を続ける必要がある。被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから実効性のある措置を講じるよう求める。

財源については、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも若干の負担を求めることとしており、効率的な予算運営が期待できる状況になっているが、「復興・創生」の残り期間についても、引き続き極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望したい。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧、復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

【 基 本 事 項 】

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

1. 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

2. 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

3. 繰越欠損金の控除限度額について

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、中小法人に対しては、繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。

4. 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化すること。

5. 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため2か月以内に完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を「原則事業年度終了後3か月以内」に延長すること。

6. 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下している。公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

1. 各種控除制度の見直し
 - (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したものに見直すこと。
 - (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
 - (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。
2. 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

第三 消費税制について

令和元年10月から予定されている消費税の引き上げは、既定の通り「10%への引き上げ」とされる見込みである。同時に導入する軽減税率制度については、法人会としては「単一税率が望ましい」との主張に変わりないが、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

「また、軽減税率制度が導入された、4年後には、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度の導入と様々な改正が行われることとなり、事業者側の事務負担がさらに増大する可能性があり、インボイス制度の導入は反対である。」

第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

第五 地方税制について

- 1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めること。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

3 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

4 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度については、制度の趣旨には賛同するものの、問題点も指摘されている。制度の本旨に立ち返り、寄付が真に住民サービスに活かされ、効率よく地域の運営に貢献するものとなるような仕組みにするべきであり一部見直しが必要と考える。

第六 マイナンバー制度について

平成28年1月から全面施行されたマイナンバー制度は、導入後しばらくの間、発行に伴うミスやカードの不具合などさまざまな混乱を生じたが、システム面については落ち着いた状況になったといえる。ただ、カードの発行率はかなり低調であり、制度の定着には未だ課題が多い。

情報の保護や悪用防止のための措置など、今後も制度の趣旨に沿った運用が

成されるよう、更に必要な措置を講じていくよう要望する。

第七 国際税制について

経済のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、中小法人や個人にも関わりが広がっており、その重要性はますます高まっている。租税条約の拡充により国際的な二重課税を排除することや、その逆の不正な資本隠しなどについては厳正な対応が必要であり、国際的な課税ルールの構築に向け継続して取り組んでいくべきである。

いわゆるタックスヘイブン対策は、実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの対策が不可欠である。

諸外国とも連携し、引き続き適正な税制措置をとるよう強く求める。

第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

1 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ

中小企業に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも1,600万円程度に引き上げること。

2 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。

また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が延長されたが、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃すること。

3 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。

4 引当金の損金算入

(1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

5 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いいため期間を3年とすること。

第二 所得税関係

1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

第三 相続税・贈与税関係

1. 親族外への事業承継に対する措置の充実

2. 贈与税の控除額引上げ

(1) 経済活性化の観点から、贈与税の基礎控除額を引き上げること。

(2) 昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

3. 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ
法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。
4. 課税財産の見直し
 - (1) 事業用資産を一般財産と切り離した事業承継税制とすること。
 - (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。
 - (3)
5. 取引相場のない株式等の評価の適正化について
平成29年度税制改正で類似業種批准方式についての評価方法の見直しが行われたが、純資産価額方式についての見直しも含め、更に適正化を図る必要があると早急な対応を求める。

第四 間接税関係

1. 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

第五 その他

1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。
2. e-TaxとeLTAXの電子申告・電子納税環境の一層の整備を図り、統一的な運用を検討すべきである。

以上

(2) 税制改正要望大会への参加

税制改正要望退会への参加

開催日 令和元年10月3日(木)

会場 三重県津市 津市産業・スポーツセンター

来賓 国税庁長官 星野 次彦 氏 三重県知事 鈴木 英敬氏
津市長 前葉 泰幸 氏

参加者数 1,750名(うち、新発田法人会から1名参加)

要 望 大 会

令和 2 年度税制改正スローガン

- ・ 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- ・ 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確率を！
- ・ 中小企業は日本経済の礎、
活力向上のための税制措置拡充を！
- ・ 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創立を！

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連、各県連および各単位会が要望実現のために陳情活動を展開しました。新発田法人会では小島会長・天木副会長・武田理事が管内選出の衆議院議員並びに新発田市長・新発田市議会議員、胎内市長・胎内市議会議員、阿賀野市長・阿賀野市議会議員に要望書を持参し陳情を行いました。

11月16日	斎藤 洋明 衆議院議員	斎藤 洋明事務所
11月16日	黒岩 宇洋 衆議院議員	黒岩 宇洋事務所
11月20日	井畑 明彦 胎内市長	胎内市役所
11月20日	薄田 智 胎内市議会議員	胎内市役所
11月21日	田中 清善 阿賀野市長	阿賀野市役所
11月21日	風間 輝榮 阿賀野市議会議員	阿賀野市役所
11月25日	二階堂 馨 新発田市長	新発田市役所
11月25日	比企 広正 新発田市議会議員	新発田市役所

(4) 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。

2. 交際費課税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

[消費課税]

1. 消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言	改正の概要
<p>・消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。</p> <p>なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。</p>	<p>・法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。</p>

[その他]

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<p>・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</p>	<p>・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。</p>

2. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<p>・国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税</p>	<p>・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。</p>

の電子申告（eL TAX）とのシステム連携を図る必要がある。	
--------------------------------	--

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 平成30年度の経営支援に関する研修会の開催状況

平成30年度の経営支援に関する研修会の開催状況は以下のとおりです。

開催日	テーマ	参加人員	講師
6月18日	ある税理士が学んだ20年の経営実学～経営者とは～	31	近藤 まこと氏 中小企業診断士・税理士
6月22日	『「日本を取り巻く国際情勢～北朝鮮と日本の関係のゆくえ～』』	221	辺 真一氏 フリージャーナリスト コリアレポート編集長
	合 計	252	

(2) 社会貢献活動

例年開催し、事業計画にあった社会貢献活動は新型コロナウイルス感染症対策として直前になり急遽中止といたしました。

開催予定日 令和2年3月4日（水）

会 場 ホテル清風苑

講 師 中野小路 たかまる 氏

III. 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資するための事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては経済の低迷が長期に渡り続いたことや後継者不在などから、廃業や合併等が増加し会員の減少が続いています。平成31年（令和元年）度は、「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社確保」を必達の目標として組織の拡充に努めました。また、提携保険3社、青年

部、女性部、各支部にも会員増強への協力を依頼しました。この間 14 社の新規加入をいただきましたが 23 社の退会があり、期末の会員数は 9 社の減となりました。

所管法人数	会員数			加入率
	H31/3 末	R2/3 末	増減数	
2,449 社	895	886	△ 9	36.5%

(2) 広報活動の充実

① ポスターによる PR

平成 31 年（令和元年）度は前年度に引き続き、全法連・東法連の役員 20 名以上がモデルとなり、「税を味方に、強い経営を。」をキャッチフレーズとしたポスターを作成し、法人会の周知・広報に活用しました。

② 市報等での広報

新発田市報「広報しばた」や新発田市回覧板、各市の市報、「新発田商工会議所だより」などに、各種研修会の開催を広報掲載し、会員外への税知識の普及、納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

③ ホームページでの広報

当会ホームページ上に、各種研修会の開催を広報掲載し、会員外へ研修会への参加を呼びかけ、税知識の普及、納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

(3) 部会等の事業の充実

会議や研修会の開催状況

部 会	事業名	開催数	出席者数
女性部会 青年部会	事業報告会	1	31
	会議の開催	3	24
	研修会の開催	1	31

(4) 福利・厚生事業

関係保険会社 3 社の加入状況は下記のとおりです

R 2,3 月末現在	経営者大型補償制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	19.5 %	15.93%	22.5%
加入企業数	176 社	141 社	196 社

IV. 管理関係

(1) 事業運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、法令等に適合した諸規定の整備改革を図るとともに法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し情報発信や会活動の PR に努めました。

(2) 諸会議の開催

① 平成 31 年（令和元年）度 第 8 回通常総会

開催日 令和 2 年 6 月 22 日（土）

会 場 新発田市生涯学習センター

出席者 544 社（内、委任状によるもの 504 社）

決議事項

第 1 号議案 平成 30 年度決算報告承認の件

第 2 号議案 役員改選案承認の件

報告事項

理事会承認事項

平成 30 年度事業報告

平成 31 年（令和元年）度事業計画

平成 31 年（令和元年）度収支予算

② 理事会

(1) 第 1 回理事会

開催日 令和元年 5 月 24 日（火）

会 場 志まや 会議室

出席者 16 名

決議事項

第 1 号議案 平成 30 年度事業報告ならびに決算の承認の件

第2号議案 第8回通常総会の提案議題等に関する件

(2) 第2回理事会

開催日 令和元年6月22日(土)

会場 新発田市生涯学習センター 会議室

出席者 20名

決議事項

第1号議案 代表理事(会長)及び副会長の選出

(3) 第3回理事会

開催日 令和元年9月5日(木)

会場 ホテル華鳳 会議室

出席者 22名

決議事項

第1号議案 令和元年度事業進行状況について

第2号議案 会員増強並びに新規入会会員について

報告事項

代表理事の職務執行状況報告

(4) 第4回理事会

開催日 令和2年3月13日(金)

会場 志まや 会議室

出席者 19名

決議事項

第1号議案 令和2年度事業計画(案)について

第2号議案 令和2年度収支予算(案)について

第3号議案 令和2年度第9回通常総会の開催について

第4号議案 功労者表彰について

第5号議案 その他について

報告事項

(1) 代表理事の職務執行状況報告

(2) 令和元年12月31日現在の会員数について

(3) 平成31年税制改正提言活動について

(3) その他の行事参加

① 第36回法人会全国大会 三重大会

開催日 令和元年10月3日(木)

会場 三重県津市 津市産業・スポーツセンター

参加者数 約1,750名(うち新発田法人会1名)

第1部 記念講演会

講師：伊勢神宮 広報室広報課長 音羽 悟 氏

演題：「皇室と神宮」

第2部 大会式典

主催者挨拶 全法連会長 小林 栄三 氏

来賓挨拶 国税庁長官 星野 次彦 氏

三重県知事 鈴木 英敬 氏

津市長 前葉 泰幸 氏

「令和2年税制改正に関する提言」報告

大会宣言 全法連筆頭副会長 利根 忠博 氏

② 第14回法人会全国女性フォーラム 富山大会

開催日 平成31年4月25日(木)

会場 富山市 富山産業展示館テクノホール

参加者数 約1,600名(うち新発田法人会4名)

キャッチフレーズ 「煌く女性の輪—富山から未来へ—」

第1部 記念講演会

講師：奥田 瑛二 氏 俳優・映画監督・画家・富山市政参与

演題：「わが映画人生」

第2部 大会式典

主催者挨拶 全法連 女連協会長 若松 恵美子 氏

全法連 会長 小林 栄三 氏

来賓挨拶 国税庁長官 藤井 建志 氏

富山県知事 石井 隆一 氏

富山市長 森 雅志 氏

「絵はがきコンクール優秀作の紹介」

「富山県内各単位会の活動紹介」

大会宣言 西山 ちづる 全法連女連協副会長

③ 局連主催 事務局担当者研修会

開催日 令和元年 12 月 4 日 (水)

会 場 ホテル ブリランテ武蔵野

参加者数 約 100 名 (うち新発田法人会 2 名)

第 1 講座 テーマ:「助成金と公益法人会計について」

講師:全法連 財務部部長 山田 芳彦 氏

第 2 講座 テーマ:税の将来像について

講師:関東信越国税局 課税第二部

課長補佐 荻谷 貴久子 氏

④ 県連事務局長会議

開催日 令和元年 12 月 16 日 (月)

会 場 ANA クラウンプラザホテル 新潟

参加者数 15 名 (うち新発田法人会 1 名)

議 題 (1) 全国専務理事会議 (12 月 12 日) の内容伝達

(2) 「会員企業を守りたい」キャンペーンについて

(3) その他諸報告

連絡事項 主な予定について

⑤ 県連事務局会議ならびに研修会

開催日 令和元年 9 月 26 日 (木)

会 場 新潟グランドホテル

参加者数 30 名 (うち新発田法人会 2 名)

事務局会議 ① 全国専務会議の伝達 ② その他の諸報告

研 修 会 テーマ:「法人会のあり方、社会的意義」

「助成金の取扱いについて」

講師:全法連 事務局長 小林 俊夫 氏

(4) 功勞者表彰について

《 令和元年 全法連功勞者 会長表彰 》
関口 眞佐徳 新発田法人会 理事

《 令和元年 新潟県連功勞者 会長表彰 》
池田 昌祥 新発田法人会 理事
小柳 秀樹 新発田法人会 理事
高田 智子 新発田法人会 事務局

《 平成 30 年 新発田法人会 会長感謝状 》
嶋谷 次郎八 前新発田法人会 理事
古田 眞之 前新発田法人会 理事